

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	平成 2 8 年度
計画主体	山形県庄内町

庄内町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 山形県庄内町農林課
所在地 山形県東田川郡庄内町余目字町 132 番地 1
電話番号 0234-42-0169
F A X 番号 0234-43-2246
メールアドレス norin@town.shonai.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ハシボソガラス、ハシブトガラス、ハクビシン、イノシシ、ツキノワグマ、カワウ
計画期間	平成29年度～平成31年度
対象地域	山形県庄内町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成27年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ハシボソガラス ハシブトガラス	水稲・大豆	—
ハクビシン	野菜・水稲・果樹	—
イノシシ	水稲・野菜・山菜	—
ツキノワグマ	果樹	—
カワウ	アユ	—

(2) 被害の傾向

①ハシボソガラス・ハシブトガラス

町内全域で被害が発生している。農業者より申し出がないため被害額は不明だが、特に水稲や大豆において多く被害が報告されている。特にカラスの群れにより、同じ圃場の畦畔付近が食害されたり、田植え後の苗にいたずらをする傾向がある。また、農林水産業等に係る被害以外にも、住宅街や電線下での糞害や鳴き声による騒音被害が多く報告されている。

②ハクビシン

町内全域で被害が発生している。農業者より申し出がないため被害額は不明だが、野菜を中心に、水稲や果樹など多くの農作物被害が報告されている。また、農地以外でも住宅地における空き家に営巣し、付近の畑等での被害が多く報告されている。

③イノシシ

近年になり、中山間地域を中心に被害や目撃情報が増加している。農業者より申し出がないため被害額は不明だが、水田や畑、山菜が荒らされる被害報告がされている。生息数の増加と生息範囲の拡大に伴う、今後の農作物被害の増加が懸念される。

④ツキノワグマ

平成27年度までは目撃情報がほとんどであったが、平成28年度には中山間地域や、中山間地域に隣接する地域での目撃件数の激増とともに、

農作物被害も発生している。農業者より申し出がないため被害額は不明だが、果樹などで被害が報告されている。また、住宅地や小・中学校の通学路付近でも目撃されており、農業者や地域住民の人的被害も懸念されている。

⑤カワウ

最上川流域において、主に9月中旬から11月上旬に被害が確認されている。被害額は不明だが、カワウの飛来地として、アユなどの水産物被害が報告されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成27年度）	目標値（平成31年度）
ハシボソガラス	—	—
ハシブトガラス	—	—
ハクビシン	—	—
イノシシ	—	—
ツキノワグマ	—	—
カワウ	—	—

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣保護管理法に基づく有害鳥獣捕獲の実施、銃器による駆除	捕獲の実施主体となっている猟友会会員の減少と高齢化により、緊急捕獲等の対応が困難になってきている。
防護柵の設置等に関する取組	防鳥ネット・テープ、ロケット花火、見回り・追払い、電気柵など	様々な対策を講じているが、効果が得られにくい。また、被害が少ないことや、具体的な対策手法の知識がないため、対策を講じることができない農業者等も多い。またカワウについては、漁協において営巣地やねぐらの場所、飛来場所、飛来数などの調査も実施している。

(5) 今後の取組方針

①農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、猟友会、地域住民の代表、行政機関等の関係者で構成する「庄内町鳥獣被害防止対策協議会」（平成29年度設立予定）において、被害防止に向けて効果的な対策を協議するとともに、有効な手段等についての情報収集を行う。

- ②「山形県ツキノワグマ管理計画」及び「山形県イノシシ管理計画」に定める方針に基づき、個体数調整のための捕獲を実施する。
- ③誘引要因（生ごみ放置、野菜のとり残し、廃棄果実の放置等）の除去等について、啓発指導を徹底する。
- ④農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消、森林の間伐や下刈り等の適正管理により有害鳥獣が近づきにくい農地環境づくりを推進する。
- ⑤電気柵、防鳥ネット、爆音機等の設置の実施を推進する。
- ⑥鳥獣被害対策実施隊の設置について検討する。
- ⑦捕獲体制を強化するため、猟友会の会員数増加や広域連携、狩猟免許等を有する担い手の育成を促進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

山形県猟友会庄内町支部	町内各地域からの依頼に基づき、有害鳥獣の捕獲活動を行う。
庄内町鳥獣被害対策実施隊（設置検討）	山形県猟友会庄内町支部と連携協力し、有害鳥獣の捕獲を行う。なお、捕獲従事者については当該猟友会会員の中から任命する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
29	ハシボソガラス ハシブトガラス	・ 猟友会の協力による捕獲の実施。 ・ 銃器による捕獲活動の実施。
30	ハクビシン イノシシ	・ 捕獲用箱わなを活用した捕獲活動の実施。 ・ 現地調査による情報の収集。
31	ツキノワグマ カワウ	・ 研修会の参加による技術情報の収集。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>山形県第11次鳥獣保護管理事業計画、山形県特定鳥獣管理計画に基づいて設定し、被害状況に応じた捕獲を行っていく。</p> <p>ハシボソガラス・ハシブトガラスについては、今後更なる農作物被害が懸念されるため、目撃情報を踏まえ必要最小限の捕獲頭数を設定する。カワウについては、関係機関と協議し捕獲頭数を設定する。</p> <p>ハクビシンについては、目撃情報や家屋進入痕跡、農作物への被害が見られ、今後も更なる被害拡大が懸念されるため、過去の被害件数や目撃情報を踏まえ必要最小限の捕獲頭数を設定する。</p>
--

イノシシ及びツキノワグマについては「山形県第二種特定鳥獣管理計画」に準じ、関係機関と協議し捕獲頭数を設定する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	29年度	30年度	31年度
ハシボソガラス ハシブトガラス	100羽	100羽	100羽
ハクビシン	10頭	10頭	10頭
イノシシ	10頭	10頭	10頭
ツキノワグマ	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による	山形県ツキノワグマ管理計画による
カワウ	50羽	50羽	50羽

捕獲等の取組内容
<p>① ハシボソガラス・ハシブトガラス 農作物の被害の多い時期での銃器による捕獲のほか、生活環境被害防止のため箱わなやテグスによる捕獲を実施する。</p> <p>②ハクビシン 被害が発生する時期にわなにより加害個体の捕獲を実施する。</p> <p>③イノシシ 山形県イノシシ管理計画に基づき、個体数調整のため、中山間地域等出没が確認された地域で、銃器、箱わなによる捕獲を実施する。なお錯誤捕獲には十分留意する。</p> <p>④ツキノワグマ 山形県ツキノワグマ管理計画に基づき、個体数調整のため、4～5月中旬頃までに銃器により捕獲を行う。また、人的被害や農作物被害がある場合、箱わなにより捕獲を行う。なお錯誤捕獲には十分留意する。</p> <p>⑤カワウ 被害が発生している時期（5～10月）のうち適切な時期を選定し、被害が発生している最上川流域において銃器による捕獲を行う。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
庄内町全域	該当なし

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	29年度	30年度	31年度
該当なし	—	—	—

(2) その他被害防止に関する取組

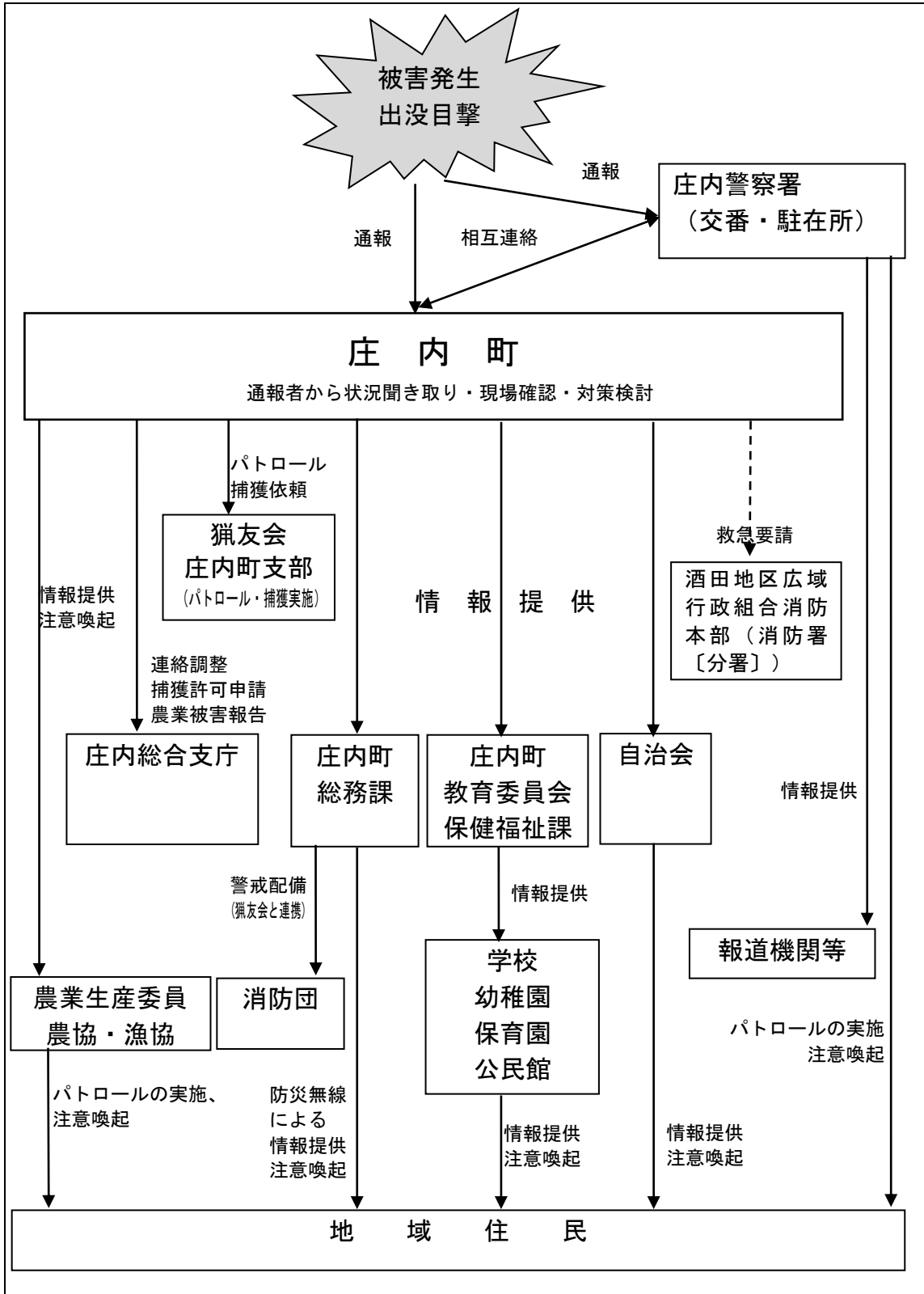
年度	対象鳥獣	取組内容
29	ハシボソガラス ハシブトガラス ハクビシン	①農地周辺の藪等の撤去や耕作放棄地の解消を図り、対象鳥獣が近づきにくい農地環境づくりを推進する。 ②荒廃した里山の整備を推進し、対象鳥獣が近づきにくい農地環境づくりを推進する。 ③誘引要因となる柿等の放任果樹の伐採・除去の取組みについて推進する。 ④誘引要因（生ゴミ放置、野菜の取り残し、廃棄果実の放置、安易なエサやり等）の除去等について、啓発・指導を徹底する。
30	イノシシ ツキノワグマ カワウ	
31		

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
自治会長会	被害情報の収集・提供、注意喚起
農業生産委員	
山形県猟友会庄内町支部	被害対策の検討・実施
庄内警察署	被害情報の収集、住民への注意喚起
酒田地区広域行政組合消防本部	負傷者の応急処置・医療機関への搬送
山形県庄内総合支庁	被害対策の調査・検討
庄内町	被害情報の収集・調査、被害対策の検討、関係機関との連絡

(2) 緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	庄内町鳥獣被害防止対策協議会 (平成29年度設立予定)
構成機関の名称	役割
庄内たがわ農業協同組合	農業者被害情報の収集・提供
余目町農業協同組合	農業者被害情報の収集・提供
山形県猟友会庄内町支部	被害対策の調査、検討、実施
最上川第八漁業協同組合	被害対策の調査、検討、実施
出羽庄内森林組合	被害対策の調査、検討、実施
被害地域住民代表	被害対策の調査、検討、実施
庄内農業共済組合	被害情報の把握・広域被害情報の提供
庄内警察署	被害対策の実施
酒田地区広域行政組合消防本部	被害対策の実施
技術指導者（山形県庄内総合支庁農業技術普及課）	被害対策アドバイス等
山形県庄内総合支庁	被害対策アドバイス等
庄内町	連絡調整等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
該当なし	—

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

関係機関と協議した上、速やかな設置を検討し、被害対策に向けた協力体制強化を図る。実施隊は、本町の職員や猟友会からの推薦のあった捕獲員で組織し、効果的な捕獲・追払いに従事するとともに、被害防止対策の普及啓発を推進する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害状況や効果的な被害防止方法等の情報交換など、周辺市町村との連携を図る。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

焼却又は埋設等の適切な処理を行う。また、ジビエ料理等への活用も視野に検討を行う。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

関係機関との連携を高め、被害の増加を防ぐ。また、各種情報を取り入れ被害防止対策を実施する。

図一 1 鳥獣被害防止体制図

